

社会福祉法人人間福祉会
扇揚苑グループホーム
認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活)
事業所運営規程

【事業の目的】

第1条 この規程は、社会福祉法人人間福祉会が開設する認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)事業所「扇揚苑グループホーム」(以下「事業所」という。)が行う認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、認知症の状態にある要介護高齢者(認知症に伴って著しい精神症状や行動異常がある者、急性期状態にある者を除く。以下「要介護者」という。)に対し、適正な認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)を提供することを目的とする。

【運営の方針】

- 第2条
1. 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 2. 事業所の従業者は、共同生活住居において、要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で、認知症対応型共同生活介護計画(介護予防認知症対応型共同生活介護計画)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
 3. 事業の実施に当たっては、要介護者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、外部サービスも利用して総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 4. 事業の運営にあたっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。
 5. 事業所及びその従業者は、入間市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団、同第2号に規定する暴力団員及び同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であってはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有してはならない。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 一、名 称 扇揚苑グループホーム
- 二、所在地 入間市大字中神853-1
- 三、定 員 18名
- 四、居室数 18室

【従業者の職種、員数及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、管理者 1人（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二、介護従事者 常勤換算方法で6人以上

介護従事者は、認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応共同生活介護)を提供する。

三、計画作成担当者 2人（常勤2人）

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画(介護予防認知症対応型共同生活介護計画)を作成し、利用者の同意を得て交付するとともに、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

四、管理栄養士 1人（介護老人福祉施設扇揚苑の管理栄養士を兼務）

管理栄養士は、食事の献立の作成、栄養指導、介護従事者の指導等を行う。

【認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の内容】

第5条 事業者は、要介護者に共同生活を送る住居を準備し、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活の世話及び要介護者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援その他の共同生活介護を適切に提供する。

【認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)利用料その他費用の額】

第6条 1. 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2. その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一、食事提供費 1, 720円（日額） 51, 600円（月額）

二、住居費 68, 000円（月額）

三、水道光熱費 18, 000円（月額）

四、オムツ・パット代 実費

五、行政代行手続 実費

六、レクリエーション費 材料費等実費

七、希望食 実費（外注）

八、共同生活日用品費 2,000円（月額）

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

【入居にあたっての留意事項】

- 第7条 1. 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)住居への入居にあたっては、要支援1から要介護5の認定を受けており、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。
2. 自傷他害のおそれがないこと。
 3. 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
 4. 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 5. 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

【非常災害対策】

第8条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、消防計画を作成するとともに、定期的に次の業務を実施する。

1. 消化、通報及び避難訓練(年2回)
2. 消防設備、施設等の点検整備
3. 従業員の火気使用又は取り扱いに関する監督
4. その他防火管理上必要な業務

緊急時の対応

- ・利用者の容体の変化などがあった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族の方へ速やかに連絡を行う

協力医療・歯科医療機関は下記の通りである。

- *医療法人徳明会小室クリニック(在宅療養支援診療所) TEL 042-972-3061
- *医療法人財団石心会 狭山病院 TEL 04-2969-6077
- *医療法人東明会 原田病院 TEL 04-2962-1251
- *医療法人社団仁明会 中山歯科医院 TEL 04-2963-4880
- *医療法人本町診療所 本町診療所(皮膚科) TEL 04-2972-2440
- *医療法人社団新青会小川耳鼻咽喉科・気管食道科医院 TEL 04-2932-3344

【虐待防止に関する事項】

第9条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二、虐待の防止のための指針を整備する。

三、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四、虐待防止の措置に関しての担当者の設置。

【衛生管理】

第 10 条

1. 入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこと。
2. 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一、施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - 二、施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三、施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
 - 四、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととする。

【個人情報の保護】

- 第 11 条
1. 事業所は、個人の情報について「個人情報に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに勤める。
 2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

【秘密保持】

- 第 12 条
1. 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
 2. 事業者は、認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)従業者であった者に、業務上知り得た利用者家族の秘密を保持させるため認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)従業者との契約の内容とする。

【苦情処理】

第 13 条 管理者は、提供した認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者に説明するものとする。

【事故発生時の対応】

- 第 14 条
1. 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
 2. 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
 3. 事業所は、前項の損害賠償のため、損害保険に加入する。

【業務継続計画の策定等】

- 第 15 条
1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）に基づき必要な措置を講じるものとする。
 2. 施設における業務継続計画ための指針の整備。
 3. 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 4. 施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

【身体的拘束その他の行動制限】

第 16 条

事業者は、原則として利用者の行動を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、ご本人又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には利用者及びご家族へ十分な説明をし、同意を得てからとする。また定期的な研修の実施及び指針の整備

1. やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の入所者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、施設管理者を中心に十分な検討を行い、身体拘束による心身の弊害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力すること。

【その他運営に関する重要事項】

第17条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後1ヶ月以内 継続研修 年1回以上
2. 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
3. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
4. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人 人間福祉会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

平成17年 9月 1日から一部改正施行する。

平成17年11月 1日から一部改正施行する。

平成18年 8月 1日から一部改正施行する。

平成27年 8月 1日から一部改正施行する。

令和 1年10月 1日から一部改正施行する。

令和 6年 4月 1日から一部改正施行する。

令和 6年12月 1日から一部改正施行する。